

楽しみながら介護予防、
お口の健康教室のお知らせ

食べこぼす、むせる、噛めない食品が増えた…など、お口の衰えが気になったことはありませんか？ご自身の歯やお口の働きを見直し、さらなる健康を目指しましょう！毎年参加者のみなさまには大変好評の教室です！

◇お口の健康教室◇

対象者 町内在住の65歳以上の方で、全日程（4回）参加可能な方

日時 別表参照

場所 役場2階大会議室

講師 長野県歯科衛生士会

持ち物 飲み物、めがね（必要な方）、入れ歯（お使いの方）
定員 15名

★参加人数の把握、準備のため事前申込制としています。

申込期間 7月25日（金）

～8月29日（金）

内容 お口の健康に関する講話、口腔ケア、お口の体操など。お口の健康チェックでは、舌圧測定器、咀嚼力判定カムなどを使って、お口の健康状態を確認します。

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課地域包括支援係

（31）2510



舌圧測定器

（注：内容は変更になる可能性があります。）

	日程	内容
第1回	9月8日（月） 午前10時～12時	・講話：フレイル、オーラルフレイルについて ・お口の健康チェック（個別） ・舌とお口の体操、舌訓練、唾液腺マッサージ等
第2回	9月29日（月） 午前10時～11時30分	・講話：お口の働き、唾液の働き、窒息について ・舌とお口の体操、舌訓練、唾液腺マッサージ等
第3回	10月20日（月） 午前10時～11時30分	・講話：口腔ケアと誤嚥性肺炎、歯周病について ・実習：口腔ケア ・舌とお口の体操、舌訓練、唾液腺マッサージ等
第4回	11月10日（月） 午前10時～12時	・お口の健康チェック（個別） ・舌とお口の体操、舌訓練、唾液腺マッサージ等 ・アンケート、まとめ、修了証・受講証交付

《日程表》

無料法律相談会を
開催

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時

9月4日（木）

午後1時30分～3時30分

相談会場

役場2階相談室5
（控室 役場2階会議室2）

申込時間

午前8時30分

～午後5時15分
（土日・祝日を除く）

申込締め切り 8月27日（水）

対象者 町内在住者

相談人数 4人（先着順）

相談時間

30分程度

その他

相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

総務課行政係

（32）3111

残さず食べよう！30・10（さんまるいちまる）運動

長野県は、全国の中でもトップクラスで1人1日当たりのごみ排出量（一般廃棄物量）が少ない県となっていますが、更なるごみ減量は、この美しい自然を次世代へと引き継ぐためにも重要な課題となっています。

食べ残しが多いといわれている「宴会の料理」。誰でもできるごみ減量の取り組みのひとつが食べ残しをしないこと。食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席についてお料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしましょう！

飲食店、宿泊施設、食料品販売関連事業者の皆さまへ
「食べ残しを減らそう県民運動」e・プロジェクト」協力店に登録しませんか？

食品ロス削減のための取り組みを行ってくださるお店を、県が協力店として登録しています。

宴会で食べ残しをしないよう呼びかけていただく「30・10運動」も、取り組みの一つになります。

心を込めて作ったお料理をお客さまに残さないで召しあがっていただくために、協力店に登録しませんか？

8月12日（火）児童手当支給日
入金のご確認を

令和7年6月分と7月分の児童手当を8月12日（火）に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額（1人当たり月額）

《3歳未満》

第1、2子…15,000円

第3子以降…30,000円

《3歳～高校生年代》

第1、2子…10,000円

第3子以降…30,000円

※お子さまの出生など、世帯員に異動があった場合には、

問い合わせ先

教育委員会学校教育係

（32）9100

長野県子育て世帯支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

食費等の物価高騰の影響を受け、家計が悪化している低所得のひとり親世帯に対し、給付金を支給します。

対象者（申請が必要な人）

（1）公的年金等を受給していることにより、令和6年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（※）
（2）家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方

と同じ水準となっている人（※）

※所得制限があります。

支給額

児童1人当たり1万円

申請方法

申請書を町ホームページからダウンロードするか、町民課（子ども係窓口）でお渡ししますので、必要書類とあわせて提出してください。

●詳細はこちら



申請締め切り

8月29日（金）まで

※郵送の場合は8月31日必着

申請・問い合わせ先

町民課（子ども係）

（32）3114

浅麓水道企業団
水道水の

「有機フッ素化合物」
水質検査について

浅麓水道企業団では、5月15日にすべての水道水で、水質管理目標設定項目である「PFOS及びPFOA」の水質検査を行い、検出されませんでしたので、安全性に問題がないことを確認しました。

※詳細については、浅麓水道企業団ホームページをご覧ください。



問い合わせ先

浅麓水道企業団

0267（67）3512

電気は正しく
安全に使いましょう

8月は電気使用安全月間です。感電災害は夏場に集中して発生します。夏は汗をかきやすく、皮膚の露出部分が多くなり、また疲労から注意力が散漫になりがちです。この点から毎年8月を「電気使用安全月間」とし、経済産業省の主唱のもとに全国一斉に行われています。

感電災害を防止するため、電気は安全に正しく使いましょう。

中部電気保安協会

小型充電式電池が
回収できるように
なりました

モバイルバッテリーや電動工具に使われているリチウムイオン電池などの小型充電式電池の回収を7月から実施しています。端子部分にテープを張り、絶縁処理をしたうえで、有害ごみとして、乾電池と同様に井戸沢最終処分場へ自己搬入してください。

膨張しているものは発火の可能性があるので、回収できません。空き缶等に入れて密閉し、民間処理業者へご確認

ください。

また、火災の原因となるため、膨張していないものであっても他のゴミと混合して捨てることは絶対にしないようにお願いします。同じく火災が起る可能性があるため、集積所での収集はしてありません。捨てる際は井戸沢最終処分場へ必ず自己搬入してください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係

（32）3114